

平成 26 年度 静岡県徳川家康公スマートフォン観光アプリ開発業務委託選定基準

1 審査の方法

- (1) 提出された企画提案書と、プレゼンテーションに対して審査する。
- (2) 各選定委員は、次項に定める審査項目について採点する。
- (3) 各委員の採点結果により、採点結果一覧表が作成される。
- (4) 選定委員会は、採点結果一覧表により審議し、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

2 審査の項目、視点

審査の項目		審査の視点
1 企画意図		・コンセプト、提案内容等が本業務の目的（家康公を活用した観光誘客等）と合致しているか。
2 企画案等	企画内容	・家康公ゆかりの名所、逸話、食などを紹介することで、県内外から観光客の周遊や滞在を促進する提案か。 ・利用者が楽しめ、静岡県への来訪を促す魅力ある提案か。
	操作性	・観光アプリの操作は、利用者が使いやすいものとなっているか。 また、管理についても使いやすいものとなっているか。
	PR方法	・観光アプリを多くの方に周知し、利用いただける提案となっているか。
	追加提案	・利用者が楽しめ、静岡県への来訪を促す魅力ある内容か。
3 業務執行体制等		・業務を適正・円滑に執行できる体制、スケジュールか。
4 業務実績		・同種又は類似業務の実績は十分か。
5 費用対効果		・実施内容に対し、十分に費用対効果に配慮した経費が算定されているか。